

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市における旅費の支給に関する所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う支給方法の改定（第1条関係）
 - ア 旅行代理店等に旅費を直接支払うことのできる規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第2条第1項第10号、第3条第6項関係）
 - イ 出張命令の変更、天災等に伴う損失に対する旅費の支給規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第3条第4項及び第5項関係）
 - ウ 職員の赴任に伴う移転旅費の名称及び計算方法の改定（職員の旅費支給に関する条例第20条から第23条関係）
- (2) 実情に応じた旅費支給に係る規定の改定
 - ア 宿泊料の支給に関する特別な事情がある場合の規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第14条第2項関係）

特別な事情により別表に規定する基準内で宿泊可能な施設がない場合、基準を超過して支給することのできる規定を追加
 - イ 外国旅行について国家公務員の旅費に関する法律に準じた支給とする規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第24条、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例第8条第3項、岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例第5条関係）

外国旅行にあつては、旅費の種目及び金額を国家公務員の旅費に関する法律に準じ、その都度協議の上で決定するよう規定を改定

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第 6 号

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費支給に関する条例(昭和 3 9 年条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「一時その勤務場所」の次に「(任命権者又はその委任を受けたもの(以下「出張命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所)」を加え、同項第 6 号中「採用された職員」の次に「のうち、市長が特に必要と認めた者」を加え、同項第 7 号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 8 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にする者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条各号又は」を「第 2 8 条第 4 項若しくは」に改め、「事由」の次に「又はこれらに準ずる事由」を加え、同条に次の 3 項を加える。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。）を受け、若しくは死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額若しくは支出を要する金額で規則で定めるものを当該職員又は当該職員の遺族に対し旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で別に定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項又は第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市長その他任命権者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改める。

第6条ただし書中「路程」を「経路及び方法」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第11条第2項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合」を「及び同項第3号に規定する座席指定料金は、市長が定める地域を除き、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

第12条に次の1項を加える。

3 第1項により準用して支給する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条を次のように改める。

（航空賃）

第13条 航空賃は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必

要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第20条中「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第21条を次のように改める。

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第22条の見出し中「着後手当」を「着後滞在費」に改め、同条中「着後手当の額は」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は」に改め、「5夜分」の次に「を限度として、現に滞在した日数に応じた日当及び宿泊した夜数に係る宿泊料の合計額」を加える。

第23条を次のように改める。

(家族移転費)

第23条 家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊料及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更

に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条を次のように改める。

(外国旅費)

第24条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この項において「旅費法」という。）に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。この場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に支給される旅費を基準とする。

(1) 特別職の職員 旅費法に規定する指定職の職務にある者

(2) 一般職の職員 旅費法に規定する10級以下の職務にある者

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

第25条及び第26条を削り、第27条を第25条とし、第28条を第26条とし、第29条を第27条とし、第30条中「の規定による帰郷旅費は、前職相当の普通旅費及び移転旅費とし、本人の請求によりこれを支給する」を「第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときには、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第29条 出張命令権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該出張命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

別表第1中「、第21条」を削り、管外定額表を次のように改める。

管外定額表

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方
市長	37円	3,000円	14,800円	13,300円
副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員、教育長、市立総合病院長	37円	2,800円	14,000円	12,600円
職務が6級にある者	37円	2,600円	13,100円	11,800円
職務が5級にある者	37円	2,400円	12,000円	10,800円
職務が4級以下にある者	37円	2,200円	10,900円	9,800円

備考

- 1 宿泊料の欄中「甲地方」とは、規則で別に定める地域をいう。
- 2 宿泊料の欄中「乙地方」とは、その他の地域をいう。
- 3 宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3を削る。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第8条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

3 外国旅行における費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じ、出張命令権者が市長と協議して定める。

別表第4を削る。

(岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 議長等が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第1から別表第2までのとおりとし、外国旅行にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の旅費支給に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。